千葉地域医療構想調整会議設置要綱

（目的及び設置）

第１条　保健医療計画を踏まえ、千葉地域における関係者の連携を図り、医療法第３０条の１４の規定に基づき、地域医療構想を推進するために必要な協議を行うことを目的とし、千葉地域医療構想調整会議（以下「会議」という。）を置く。

なお、会議は地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

（所掌事項）

第２条　この会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）地域医療構想の推進に関する協議

ア　病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項

イ　病床機能報告制度による情報等に関する事項

ウ　千葉県計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項

エ　その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項

（組織）

第３条　会議は、次の各号に掲げる者３０名以内の委員で組織する。

（１）　保健医療関係機関・団体から推薦された者

（２）　保険者協議会から推薦された者

（３）　福祉関係機関・団体から推薦された者

（４）　千葉市から推薦された者

（５）　その他必要と認められる者

（会長及び副会長）

第４条　会議に会長及び副会長各１名を置く。

２　会長は千葉市医師会長とし、副会長は会長が指名する。

３　会長は、会議の議事を進行する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときのほか、議事の内容により議長に利益相反が生じるおそれがある場合は、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、千葉県健康福祉部医療整備課長が必要に応じ招集する。

２　千葉県健康福祉部医療整備課長は、必要に応じ関係者の出席を求め意見を聴取することができる。

３　会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とすることができる。

（庶務）

第６条　会議の庶務は、千葉県健康福祉部医療整備課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、千葉県健康福祉部医療整備課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２８年１２月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。